

困難な問題を抱える女性の支援に向けた取組の方向性について

資料3

柱	支援の内容	現状・課題	現行事業・取組 (～令和5年度)	今後の取組の方向性(案) (≒計画記載事項。取組項目・成果目標)
1 周知・相談支援による信頼関係の醸成	(1) アウトリーチ等による早期の把握	<p>【現状・実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性相談窓口の体制 ・女性相談センター ・県福祉事務所(女性相談員) 郡部管轄 ・市福祉事務所等(女性相談員) 各市 ・DV関係相談窓口(女相、あいとびあ、安曇野市) 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページに窓口連絡先(住所・電話)を掲載 ・他機関からの相談は、一旦福祉事務所の女性相談員に集約、移送先を振り分け。女相はスーパービジョンの役割。 ・保護の必要性が高い、一部機関から相談等 →女相へ展開 ・りんどうハート、にんしんSOSなど、福祉事務所、女相側から紹介先として繋ぐ窓口も存在。 <p>【課題】福祉事務所における心身ケアを要する相談事案増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所、女相の役割分担明確化 (国の基本方針では女相だが、本県では地域バランスから従来福祉事務所が中核的な役割。これを活かす) ・誰に対し、どこで、どの窓口の情報を周知するか、整理が必要。 (相談者は福祉事務所、支援者は女相を案内など)
1 周知・相談支援による信頼関係の醸成	(1) アウトリーチ等による早期の把握	<p>【課題】(国基本方針、懇談会意見他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「隠れた相談者」「利用を躊躇する者」の存在(※件数未詳) ・相談窓口担当者との信頼感醸成が必要 (量的な支援拡大ではなく既存窓口のサービス内容を変える?) 	<p>【現状】想定される対象者 →県の窓口で拾い、支援が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若年女性、性被害女性。 ・家族、知人等緊密な関係の中で被害に遭い、発見されない者 ・都会で被害又は売春等事例 ・地域を選ばず発生するSNS等を利用した事案 ○心身のケアと同時並行で支援が必要な者 ・自身の置かれた状態に気づけない ・窓口での説明等を理解できない恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> * 支援・施策担当者による事例共有 * 若年女性の相談に関するヒアリング調査
1 周知・相談支援による信頼関係の醸成	(1) アウトリーチ等による早期の把握	SNS、チャット等新たな媒体を利用した相談窓口	<p>【参考】国委託事業等によるチャット相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 相談方法の多様化への対応 将来的には世代の違いによる媒体変化に各窓口、女性相談員が対応できている必要がある。
1 周知・相談支援による信頼関係の醸成	(1) アウトリーチ等による早期の把握 (周知・啓発)	<p>【課題】(国基本方針、懇談会意見他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の相談窓口が探しづらく、支援者にも知られていない ・課題を抱える女性自身が、自身の置かれている状況、課題に気づけない。平時から感度を高めるための予防的な啓発(性教育など)。 →性被害者、若年女性等、アウトリーチのための取組が必要? 	<p>【現行】女性保護、窓口等の周知啓発を行っていない</p> <p>【参考】全国展開している若年女性向けSNS相談窓口に長野県の相談が多い。(2021年、400件以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10～20代の若者の家出等幅広い事案の相談を受けている。 ・施設利用に繋げる事案も。 <p>【課題】既存の窓口で拾っている相談者について、相手先機関との調整を経て、連携協定等が必要?</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 県内高校、短大、専門学校、大学(高等教育機関等)へチラシ配布・配置、学生相談室等を通じた周知 (高校中退など、課程をドロップアウトした者?) * ネット、SNS、QRコード等を使用した周知 (関係各課の啓発内容転記、県政出前講座の活用等) ・相談窓口の周知、啓発・研修
1 周知・相談支援による信頼関係の醸成	(1) アウトリーチ等による早期の把握 (周知・啓発)	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性が自立に向けて必要な情報が、県からの周知や相談の中で確実に得られているのか? 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関、所属による周知活動 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知場所がわかりにくい、内容が適切かが不詳 ・「予防」の情報について周知が必要(懇談会意見) 	<ul style="list-style-type: none"> * (関係所属)性教育等の周知

柱	支援の内容	現状・課題	現行事業・取組 (～令和5年度)	今後の取組の方向性(案) (≒計画記載事項。取組項目・成果目標)
1 周知・相談支援による信頼関係の醸成	(2) 居場所の提供	(各市等で女性向け相談の開催事例がみられるが、「居場所」として行政が開設しているものはない。 民間団体等でも、女性支援を目的として活動する団体はなく、集まってレクリエーションをする等の場になってしまう)	参考：R2～4女性のつながりサポート事業 (内閣府・地域女性活躍交付金事業課) 【課題】 県内団体、カウンセラー等の人材不足	* 困難な問題を抱える女性の心理的負担を解消し、相談ができる「居場所」づくり 現状認知する近接分野NPO、個人、カウンセラー等を少し広めにとらえ、各団体と連携可能な部分を整理 ・民間団体との連携
1 周知・相談支援による信頼関係の醸成	(3) 相談支援	【現状・実績】 ・女性相談センターの相談(電話・面接)件数推移 …減少傾向。電話は多岐⇔面接は殆どDV。20～40歳代多い ・福祉事務所等女性相談員の相談(電話・面接)件数推移 市相談員の配置に伴い件数増加。内容は多岐。 相談員はひとり親支援関係も兼務。	【現状】 相談窓口の状況(近隣分野含) ①県直営…りんどうハート ②県委託…児童相談・DVD24時間ホットライン、にんしんSOSながの ③NPO等24時間・全国相談窓口	(*民間団体等との連携協定締結)
1 周知・相談支援による信頼関係の醸成	(3) 相談支援	【現状】 女性相談員の配置状況 県：女相2、福祉事務所10、市25 計37名 ・会計年度任用職員、兼務(母子・父子自立支援員) ・8割以上が50代以上 【課題】 ・DV被害者とその他困難女性は異なる対応が必要? 情報発信を例にとると、困難女性には問合せ先を知ってもらいたいが、DV対応は従来オープンにしていない。	(現状、相談員の人員増、業務量増への対応が必要とみられるほど繁忙な状況は、客観的な相談件数からは認められない) →体制的な拡充が困難ならば、各所の女性相談員相互間の情報共有、ケーススタディの強化や、福祉事務所内での正規職員によるバックアップを強化する取組が必要?	※相談員の待遇見直し等の検討? (懇談会意見。相談業務の質について今後次の要素が求められる) ・定型的な相談業務の省力化 → 伴走支援強化 ・相談者の「話しづらい」という心理的負担の払拭、信頼関係の醸成 ・各機関との連携、コーディネーター役としての専門性 (要対協等、関係者会議への参加、開催業務。「他施策優先」廃止の徹底)
1 周知・相談支援による信頼関係の醸成	(3) 相談支援	【課題】 ・相談者にとってわかりやすさ、利便性の向上に繋がらない。	(現時点で県だけでも相談窓口複数あり。 各NPOが自殺対策等含めて10団体以上のSNS、チャット相談展開中)	・相談窓口設置は考えず、既存の窓口との連携を検討
1 周知・相談支援による信頼関係の醸成	(3) 相談支援	・町村、NPO等で受けた相談を県に繋ぐ体制づくり	(委託先、他機関等で受けた相談が一部福祉事務所、女相へ移送されているが、取扱いの詳細を確認する必要あり)	* 個人情報の取扱いについて各機関と整理 本人同意に基づく共有の徹底 ・市町村及び警察における相談体制、環境の整備
1 周知・相談支援による信頼関係の醸成	(3) 相談支援	・女性相談員への研修 (相談業務におけるスキル習得、向上)	(市も含めた相談員向け研修を年数回実施。県職員による自前研修) 【課題】 ・研修は女相と男女共同参画センター(あいとぴあ)が開催 ・女相とあいとぴあの連絡、連携により対応している事案が見られない。	* 女性相談支援員…従来と異なるスキルの研修? (・カウンセリング、心理ケア等に関するスキル? 指導ではなく「聴く」「共感する」等 ・制度、知識に関する研修の強化)
2 一時保護機能及び支援の多様化	(4) 一時保護	【現状・課題】 ・女性相談センター等一時保護、女性保護利用状況の推移 直近は一時保護10数件、女性保護1件前後(ほぼDV) ・避難者及び自立を希望する女性の多様なニーズに対応できているか検討の余地あり?	現状の一時保護主体… ・女相、委託先(母子生活支援施設、乳児院他16団体) 【課題】 民間主体不在。県内に女性向けシェルターなし	* 女性支援を実施する民間主体の掘り起こし ・安全・安心な一時保護の実施 ・一時保護委託の活用(母子生活支援施設等) ・児童相談所との連携(母子、18歳前後の女性)

柱	支援の内容	現状・課題	現行事業・取組 (～令和5年度)	今後の取組の方向性(案) (≒計画記載事項。取組項目・成果目標)
2 一時保護機能及び支援の多様化	(4) 一時保護	Q.女相で保護できなかった者はいるのか？ →A.統計上把握はしていない。 「一時保護を利用した/しなかった」という件数把握ではなく、その事案ごと、その時想定しうる手段の中で、最終的な女相利用に繋がったものが実績として残る。	(DV被害者は短期退所が多い？ →同伴児童ありの場合、さしあたりの居住安定が必要 入所が長期化するケース…障がい者手帳発行の手続、通院、就労など早期の自立が困難な事例) 【課題】 入所長期化が想定される事案…「居所のない妊婦」への対応	(活用可能な民間主体等を開拓し、一時保護、自立支援の対象範囲を拡大)
2 一時保護機能及び支援の多様化	(4) 一時保護 (自立支援含む?)	Q.一時保護(自立支援含む)について、県内で連携可能な主体がなければ県外団体との連携も視野に入れて検討が必要では。(懇談会意見)	利用可能な主体として検討の余地はあるが、自立支援を望む女性の多くは自身が生活する地域への復帰を望んでいる。	(県外団体はあくまで県内団体と連携できない場合の代替策) 【課題】 協働可能な団体の要件について要整理
2 一時保護機能及び支援の多様化	(5) 被害回復・生活支援	○相談業務だけでなく、支援内容の拡充が必要? 例:産前産後母子支援事業(にんしんSOSながの)(懇談会意見)	(R5現在:相談業務のみ) 「居所のない妊婦」の中長期的な支援が必要。	(方向性) *相談受付に留まらない支援の拡充?
2 一時保護機能及び支援の多様化	(5) 被害回復・生活支援	・心身の問題に対するケア	・カウンセリングに関する技術を有する者が必要? (年によって案件があつたりなかったり) ・中長期支援を誰がやるか、できる人がいるのか? 【課題】 ・児相兼務職員は、障がい者手帳の判定で手いっぱい。 ・カウンセラー等と利用者が訪れるタイミングと合わない場合がある。 依頼可能な臨床心理士、公認心理士が少ない。	*民間団体の掘り起こし ・精神保健福祉センター、りんどうハートながの、児童相談所、保健所、市町村等との連携による専門性等の活用による精神的ケアの実施 ・被害者への継続的なケアの実施
2 一時保護機能及び支援の多様化	(5) 被害回復・生活支援	(女相相談実績の推移から) ・女相、福祉事務所への電話、面接による相談は、過去から精神的問題に関する相談が一貫して増加(件数の2割)。 ⇨女相配置の心理職は兼務職員(本務は児相)。 ・ニーズの高まりは感じられるものの、一時保護等で施設利用する女性の中に絞れば、心身のケアが必要な者の数はわずか。	【課題】 ・心身のケアが必要な者が増加しているが、現状カウンセリングは「診療」に限定。 ・専門的な知識を有する者が県内に少なく、疾患未済でカウンセリングを利用できるだけの機会を確保できない。 (度を越すものは別にして、一定の傾聴をすることも大切な支援⇨どこまで相談に乗るか。相談員の心身も守る必要がある)	カウンセリングを実施できる人材との連携を強化 ・女性自立支援施設(女性相談支援センター)によるサポート ・母子生活支援施設等との連携
3 自立支援の推進	(7) 同伴児童等への支援	(一時保護、女性保護施設の制約から、同伴児童がいるために入所を選択しない事例が見られる。件数未詳) ・こどもの勉強、通学等の課題	児相との連携強化 ・児童虐待等の問題は、母親が抱える困難とイコール。 DVによる心理的虐待に関する相談が児相に寄せられる。 ・18歳前後の若年女性への支援	*学習指導員の体制強化 ・児童相談所との連携強化 ・母子生活支援施設、民間団体との連携
3 自立支援の推進	(8) 自立支援	【現状】 ・女性相談センター(一時保護施設)と女性保護施設との併設 【課題】 ・両フェーズの女性に対する的確な支援に支障が生じる (居所の秘匿⇨インターネット等の使用による就労 など)	・制約は、居所を秘匿したい利用者が対象となる状況に起因。 (女相:インターネットの利用制限について、事務室で閲覧、新規登録による携帯電話使用など、一定の範囲で利用を認めている。携帯電話を預かる措置も、夫との関係を一旦断ち、冷静な状態を取り戻してほしい意図も)	・新制度下における、DV被害者に留まらない自立支援を必要とする女性への幅広い対応を視野に入れ、多様な支援が行える体制整備を検討していく。

柱	支援の内容	現状・課題	現行事業・取組 (～令和5年度)	今後の取組の方向性(案) (≒計画記載事項。取組項目・成果目標)
3 自立支援の推進	(8) 自立支援	・生活、経済的な問題に関する支援	・生活困窮、就労関係で各所の「まいさぼ」と連携機会多い？ (現状の就労支援はどのように行っているのか？ 外出、スマホ等情報通信機器の使用に課題が生じる？)	* 「まいさぼ」(社協)との連携強化
3 自立支援の推進	(8) 自立支援	・居住の問題に対する支援	・母子家庭、DV被害者の県営住宅等の優先入居制度(公営住宅室)	・生活再建に向けた支援(就業促進支援、公営住宅の優先入居制度等の活用、くらしの安定に向けた支援)
3 自立支援の推進	(9) アフターケア	・地域生活に復帰後、市町村など身近な行政による支援が必要(懇談会意見) 【現状】町村の女性保護事務担当が不明確、県との連携状況不詳	地元町村役場への相談を躊躇し、県福祉事務所を利用する事例がみられる。	* 成果目標(案)：女性相談・支援・連携窓口を明確化した町村数 * 町村役場におけるアフターケアの実施 ・三機関によるアフターケアに関する取組
4 実施主体の連携強化・掘り起こし	(支援主体の発掘、育成)	・関係機関 「健康」「お金」「仕事」「勉強」「住まい」の問題との複合化	(現状でも、関係機関との連携、事案の移送等実施あり)	* 「支援調整会議」(法15条)の開催 ・既存関連分野の団体との連携強化？
4 実施主体の連携強化・掘り起こし	(支援主体の発掘、育成)	・民間団体…女性支援団体が発見されていない。 (女性向け民間シェルター及び事務局体制が確立した団体がない) 【課題】 ・従来から県との協働がなく、対象のとらえ方等にギャップが存在。 ・人材不足、運営体制が弱い ・金銭面(各種寄付、補助金と集めても苦しい)	○県内所在の女性支援(に關係する)民間主体 …運営者が数人規模、女性保護の周縁的な活動を実施する者が数件。 公的關係：社協、社会福祉士会(カウンセラー等)、社会福祉施設(一時保護等委託先)	* 担当課、女相職員とで関連分野、県外も含めたNPO法人との懇談を開催(～R7年度)。 * 県外の主要な団体にも視察、懇談を依頼 【課題】連携先開拓は必要だが、成果が乏しいと懸念。優先順位とリミットを設けたい。
4 実施主体の連携強化・掘り起こし	(支援主体の発掘、育成)	・社会福祉施設等…女相が一時保護、緊急保護委託先16施設 母子生活支援施設、乳児院、障がい者、児童養護施設など。 ⇒施設の用途によって受けられるサービスに差が生じる。	(相談業務を行う団体と、DVに限らず一時保護できる施設、さらに女性自立支援と周辺のサポートが可能な団体があれば理想だけど…) ※現状女相で同時に保護している利用者…多い時で3組程度	・既存施設のサービス内容の充実(同伴児童、心理的ケア) ・一時保護、女性自立支援の多様な受け皿の確保 →「女性自立支援施設」移行に伴い定員数が引下げ(4名程度?)
4 実施主体の連携強化・掘り起こし	市町村との連携	・旧法(売防、DV防止)の下では、市町村は法令上の義務なし。 →新法施行に伴い努力義務へ ・市町村…19市すべて女性相談員配置済み(R5.4)。 特に小規模町村で相談対応等を行っていないところも存在？	市では女性相談員が対応。特に町村との連携で何ができるか？ ・相談をキャッチし、県福祉事務所又は女相相談員への確につなぐ ・退所・自立後のアフターケア (本人同意の徹底、個人情報の取扱い)	* 目標設定：基本計画策定市町村数？ * 保健センターと連携？ * 女性相談員配置市は、市役所内の部署連携
4 実施主体の連携強化・掘り起こし	その他機関との連携	他機関との連携強化が必要な対象者	【現状】連携が必要な者 ○児童虐待家庭の事例 ・DV被害者であり、虐待加害者でもある可能性 ひとり親、虐待関係と関連する部分があるが、内部の連携が不十分。 窓口で相談しづらい？ ○その他複合的な問題を抱える者(ヤングケアラー、生活困窮等)	→女相、児相の連携体制の強化 (事案ベースで情報共有をし、双方のできること、できないことを整理する必要あり)
(その他)	(調査等)	状況調査の実施	【課題】 ・他県の県民アンケート等…実態把握としてやや弱い。 (相談窓口を知らない県民が存在する、との結果) ・利害関係者に近いところでアンケートとった方がよいのでは(相談者、高等教育機関の学生等)	<u>(統計的なデータ集積より、事案ベースで改善点を検討していくアプローチが必要)</u>